

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012 年)8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例（平成５年６月町田市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「駐車場の」を「原町田一丁目駐車場の」に改め、「をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「午後１０時」を「午後１１時までとし、原町田一丁目第２駐車場の開場時間は、午前零時から午後１２時」に改める。

第５条第１項中「駐車場」の次に「(原町田一丁目駐車場に限る。)」を加える。

第６条第２項中「及びパーキングカード」を「、パーキングカード及び定期駐車券」に改め、同条第３項第１号中「１５０円券」を「１００円券」に、「３，０００円」を「２，０００円」に改め、同条第５項中「前２項」を「第３項から第５項まで」に、「及びパーキングカード」を「、パーキングカード及び定期駐車券」に改め、同項を同条第８項とし、同条第４項の次に次の３項を加える。

５ 定期駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

（１）原町田一丁目第２駐車場全日定期駐車券 １８，０００円

（２）原町田一丁目駐車場平日定期駐車券 ９，０００円

６ 市長は、前項に規定する定期駐車券を発行するときは、定期駐車券によらない駐車場の利用に支障のない範囲で発行しなければならない。

７ 市長は、第５項に規定する定期駐車券の発行に当たっては、駐車のを場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。

第８条第１号及び第１２条ただし書中「及びパーキングカード」を「、パーキングカード及び定期駐車券」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第６条関係）

区分	金額
基本料金	最初の２０分まで１００円

	以後 20 分までごとに 100 円
割引料金	1 回 1,500 円
原町田一丁目駐車場夜間料金	1 回 700 円
原町田一丁目第 2 駐車場夜間料金	最初の 60 分まで 100 円 以後 60 分までごとに 100 円
原町田一丁目第 2 駐車場全日定期駐車料金	18,000 円
原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	9,000 円

備考

- 1 「基本料金」とは、午前 6 時から午後 11 時までの利用に係る駐車料金をいう。
- 2 「割引料金」とは、午前 6 時から午後 11 時までのうち、1 回の利用時間が 5 時間を超える場合の駐車料金をいう。
- 3 「原町田一丁目駐車場夜間料金」とは、原町田一丁目駐車場を午後 11 時から翌日の午前 6 時まで利用する場合の駐車料金をいう。
- 4 「原町田一丁目第 2 駐車場夜間料金」とは、原町田一丁目第 2 駐車場の午後 11 時から翌日の午前 6 時までの利用に係る駐車料金をいう。
- 5 「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
- 6 「原町田一丁目第 2 駐車場全日定期駐車料金」とは、原町田一丁目第 2 駐車場の 1 月当たりの駐車料金をいう。
- 7 「原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金」とは、原町田一丁目駐車場（平日に限る。）の 1 月当たりの駐車料金をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から施行の日にかけて引き続き自動車を駐車させている者に係る駐車料金は、改正後の別表の規定（原町田一丁目駐車場夜間料金の項及び原町田一丁目第 2 駐車場夜間料金の項の規定に限る。）を適用する。

改正後	改正前
(利用時間等) 第4条 略 2 <u>原町田一丁目駐車場の開場時間(駐車場において自動車の入場及び退場ができる時間をいう。以下この項において同じ。)</u>は、午前6時から<u>午後11時までとし、原町田一丁目第2駐車場の開場時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、これを変更することができる。</u> (休場日等) 第5条 <u>駐車場(原町田一丁目駐車場に限る。)</u>の休場日は、1月1日とする。 2 略 (駐車料金の額等) 第6条 略 2 市長は、必要があると認めるときは、回数<u>駐車券、パーキングカード及び定期駐車券</u>を発行することができる。 3 回数駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>100円券20券 2,000円</u> (2)・(3) 略 4 略 5 <u>定期駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車券 18,000円</u> (2) <u>原町田一丁目駐車場平日定期駐車券 9,000円</u> 6 市長は、<u>前項に規定する定期駐車券を発行するときは、定期駐車券によらない駐車場の利用に支障のない範囲で発行しなければならない。</u> 7 市長は、<u>第5項に規定する定期駐車券の発</u>	(利用時間等) 第4条 略 2 <u>駐車場の開場時間(駐車場において自動車の入場及び退場ができる時間をいう。)</u>は、午前6時から<u>午後10時までとする。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、これを変更することができる。</u> (休場日等) 第5条 駐車場の休場日は、1月1日とする。 2 略 (駐車料金の額等) 第6条 略 2 市長は、必要があると認めるときは、回数<u>駐車券及びパーキングカード</u>を発行することができる。 3 回数駐車券の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>150円券20券 3,000円</u> (2)・(3) 略 4 略

改正後	改正前
<u>行に当たっては、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることはできない。</u> <u>8</u> 第1項に規定する駐車料金並びに<u>第3項から第5項までに規定する回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券</u>の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を含むものとする。 (指定管理者が行う業務) 第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 駐車料金の徴収並びに<u>回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券</u>の販売に関すること。 (2)～(4) 略 (駐車料金の徴収方法) 第12条 指定管理者は、駐車場から自動車を退場させようとする者から駐車料金を徴収する。ただし、<u>回数駐車券、パーキングカード及び定期駐車券</u>に係る駐車料金については、これらを販売するときに徴収する。	<u>5</u> 第1項に規定する駐車料金並びに<u>前2項に規定する回数駐車券及びパーキングカード</u>の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を含むものとする。 (指定管理者が行う業務) 第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 駐車料金の徴収並びに<u>回数駐車券及びパーキングカード</u>の販売に関すること。 (2)～(4) 略 (駐車料金の徴収方法) 第12条 指定管理者は、駐車場から自動車を退場させようとする者から駐車料金を徴収する。ただし、<u>回数駐車券及びパーキングカード</u>に係る駐車料金については、これらを販売するときに徴収する。

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表(改正後)

―部分は改正部分

別表(第 6 条関係)

区分	金額
基本料金	最初の20分まで100円 以後20分までごとに100円
割引料金	1回1,500円
原町田一丁目駐車場夜間料金	1回700円
原町田一丁目第2駐車場夜間料金	最初の60分まで100円 以後60分までごとに100円
原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金	18,000円
原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金	9,000円

備考

- 1 「基本料金」とは、午前6時から午後11時までの利用に係る駐車料金をいう。
- 2 「割引料金」とは、午前6時から午後11時までのうち、1回の利用時間が5時間を超える場合の駐車料金をいう。
- 3 「原町田一丁目駐車場夜間料金」とは、原町田一丁目駐車場を午後11時から翌日の午前6時まで利用する場合の駐車料金をいう。
- 4 「原町田一丁目第2駐車場夜間料金」とは、原町田一丁目第2駐車場の午後11時から翌日の午前6時までの利用に係る駐車料金をいう。
- 5 「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- 6 「原町田一丁目第2駐車場全日定期駐車料金」とは、原町田一丁目第2駐車場の1月当たりの駐車料金をいう。
- 7 「原町田一丁目駐車場平日定期駐車料金」とは、原町田一丁目駐車場(平日に限る。)の1月当たりの駐車料金をいう。

町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例新旧対照表(改正前)

別表(第 6 条関係)

区分	金額
基本料金	最初の30分まで150円 以後30分までごとに150円
平日割引料金	1回1,500円
夜間料金	1回800円

備考

- 1 「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- 2 「平日割引料金」とは、平日の開場時間内に5時間を超えて駐車させたときの料金をいう。
- 3 「夜間料金」とは、午後10時から翌日の午前6時まで駐車させたときの料金をいう。